

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.29

滋賀県

補助金等

支援の名称	<b>木造住宅耐震補強案作成事業費補助事業</b>
制度の趣旨・背景	<p>滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ巨大地震により、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧基準で建築された建築物に甚大な被害が発生することが予測されています。</p> <p>このため、耐震診断にあわせて、耐震改修を行う際の補強案とともに改修費用の概算を無料で提示することで改修時の不安要素を解消し、旧基準で建築された木造住宅の耐震化を促進します。</p>
制度の内容	<p>○概要 各市町が無料で行う耐震診断員派遣事業で耐震診断を受けた結果、上部構造評定点が 0.7 未満と判定された木造住宅の所有者等が希望した場合に、上部構造評点を 0.7 以上に引き上げる耐震改修の補強案の作成と概算費用の算出を無料で行う。</p> <p>○予算額     3,622 千円</p> <p>○支援内容 耐震改修の補強案の作成と概算費用の算出 滋賀県の登録を受けた耐震診断員が行います。</p> <p>○実績       1,471 件（H26 年度～R3 年度累計）</p>
対象となる方	<p>以下の住宅の所有者等が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町事業の耐震診断を受けた結果、上部構造評定点が 0.7 未満と判定されたもの</li> <li>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの</li> <li>・延べ面積の半分以上が住宅として使われているもの</li> <li>・階数が 2 以下で、かつ延べ床面積が 300 平方メートル以下のもの</li> <li>・枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法（フイバーグ工法）でないもの</li> </ul>
問い合わせ先など	<p>○所管 滋賀県 土木交通部 建築課 建築指導室 住まいの安全対策係 TEL：077-528-4262 E-mail：<a href="mailto:antai@pref.shiga.lg.jp">antai@pref.shiga.lg.jp</a></p>